

(別表4)

修理基準		
対象保存地区	全地区	
建築物	敷地割	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
	位置	同上
	高さ	同上
	構造	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。 旧状を損なわないよう、然るべき構造補強を図る。
	屋根	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。 既存の部材をできる限り保存活用する。
	軒・庇	同上
	外壁	同上
	建具	同上
	基礎	同上
	色彩	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。
	屋外広告物	掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。
工作物	規模 意匠	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原修理する。 既存の部材をできる限り保存活用する。
環境物件	木竹 庭園	伝統的町並みに調和するよう現状維持及び保全、又は復旧とする。

(別表5)

修景基準		
対象保存地区	全地区	
基本的考え	出石伝統的建造物群の特性(出石らしさ)を維持したもので、伝統的町並み景観の形成に寄与するものであること。	
建 築 物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置	両隣との位置及び前後の位置は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つ。
	高さ	2階建を原則とする。 主たる通り側の1階底の高さ及び2階屋根の高さは伝統的建造物の特性を維持したものとす。 軒高は5m以下とする。
	構造	原則として、木造在来軸組工法とする。ただし、規模や用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、本伝建地区内に存在する類似する建造物の意匠を踏まえるなど、伝統的町並み景観と調和するものとする。
	屋根	勾配屋根とし、勾配は4寸5分程度とする。 原則として切妻様式平入りとする。 屋根材料は伝統的建造物の特性を維持したものとす。
	軒・庇	主たる通りに面する側の1階と2階の間には庇を設ける。 庇の規模、高さ、設置構造、勾配、意匠、仕上げは、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つ。
	外壁	材質、様式、意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものとす。
	建具	建具の位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持したものとす。 建具は木製引き戸とし、1階の腰高窓には伝統的な意匠の出格子を設ける。 やむをえず金属製建具とする場合は、伝統的な意匠の格子を設置して外観上金属製建具が容易に確認できないようにする。 復元的修景の場合はむしこ窓や木製摺り上げ戸も可とする。
	基礎	基礎立ち上がり部分は、見えないようにする。
	色彩	伝統的建造物の特性を維持したものとし、全体として伝統的町並み景観に調和したものとす。
設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。 やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料、仕上げ、着色をした外観上目立たなくするための目隠しを行うものとする。	
屋外広告物	掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ・位置・色彩等については、周囲の伝統的町並み景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。	
工作物	規模 意匠	門、塀、石段などについて、規模・様式・材料・仕上げ・着色などは、周囲の伝統的建造物の特性に合わせる。

※金属製建具、屋外広告物は、補助金交付の対象経費には含まない。

※この基準によりがたい場合は、豊岡市伝統的建造物群保存審議会の建議を受けて、豊岡市及び豊岡市教育委員会が決定する。

(別表6)

許可基準		
対象保存地区	全地区	
基本的考え	出石城下町の伝統的風致を著しく損なわないものとする。	
建築物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置	伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。
	高さ	地上2階建以下を原則とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。
	構造	主要構造は、原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和を図る。
	屋根	勾配屋根とし、原則として切妻様式平入りとする。 屋根材料及び勾配等については、歴史的風致を損なわないものとする。
	軒・庇	軒・庇の出幅、高さは周囲の伝統的建築物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれたものとする。
	外壁	自然素材を多く用いた伝統的な様式、意匠とし、歴史的風致を損なわないような位置・形態・仕上げとする。
	建具	歴史的風致を損なわないものとする。
	基礎	歴史的風致を損なわないものとする。
	色彩	全体として歴史的風致を損なわないものとする。
	設備機器等	歴史的風致を損なわないものとする。
	屋外広告物	歴史的風致を損なわないものとする。
工作物	規模	門、塀、石段、屋外広告物その他工作物については、伝統的町並みと調和する規模・材料・仕上げ・着色とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	意匠	
車庫・駐車場	駐車を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして外部から見えないようにし、歴史的風致を損なわないものとする。また車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。	
土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理運用を図る。	
木竹の伐採・植栽	伐採・植栽後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。	
土石類の採取	採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。	

※伝統的建造物については、上記にかかわらず、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

※この基準によりがたい場合は、豊岡市伝統的建造物群保存審議会の建議を受けて、豊岡市及び豊岡市教育委員会が決定する。

伝統的建造物群と環境物件の種別物件数

伝統的建造物(建築物)

種 別	件 数
主 屋	153
離 れ	5
土 蔵	42
武 家 屋 敷	1
寺 社	21
鐘 楼	3
門	11
車 寄	1
近代洋 風 建 築	3
総 計	240

伝統的建造物(工作物)

種 別	件 数
石 垣	14
石 段	3
塀	4
門 柱 石	1
鼓 楼	1
総 計	23

環境物件

種 別	件 数
城 跡	1
庭 園	2
堀	1
築 山	1
樹 木	6
総 計	11